

カルテ開示について

【相談内容】

- 医療機関がカルテを見せてくれない
- 家族が手術中に急変し、死亡した。医師の説明に納得できないため、カルテを見たい

【考え方等】

医療従事者等は、患者等から診療記録の開示を求められた場合には、原則としてこれに応じなければいけません。

ただし、開示することにより第三者の利益を害するおそれがあるときなどには、診療情報の全部または一部を開示しないことができます。

また、開示しない場合には、医療従事者等は請求者に対して、開示しない理由を示さなければいけません。

医療機関がカルテ開示の求めに応じてくれない場合には、まず医療機関に理由を確認することをお勧めします。

参考：平成 15 年 9 月 12 日医政発 0912001 厚生労働省医政局長通知「診療情報の提供等に関する指針の策定について」